

全 員 協 議 会 資 料

令和7年3月17日

1. 職員の給与に関する条例等の改正について

(総務部) . . . P 2～4

2. 名張市市税条例の一部改正について

(市民部) . . . P 5

3. 名張市国民健康保険税条例の一部改正について

(市民部) . . . P 6・7

職員の給与に関する条例等の改正について

1. 人事院勧告等に基づく改定

(1) 人事院勧告に基づく改正の内容について

ア. 俸給表の改定

俸給表の構造の見直しにより、行政職給料表3級から7級までの初号近辺の号給を削除し、これらの級の初号の俸給月額を引き上げます。なお、新たな俸給表に移行する際に削除した号給に該当する職員は、同じ級の新しい初号に切り替えます。

イ. 扶養手当の見直し

時代に合った働き方への取組として、配偶者の働き方に中立な制度となるよう、子を有する職員に対する生計費の補填を充実します。配偶者に係る扶養手当（6,500円）を廃止し、子に係る扶養手当を10,000円から13,000円に引き上げます。なお、経過措置として段階的に実施するため、令和7年度においては配偶者に係る扶養手当は3,000円、子に係る扶養手当は11,500円とします。

ウ. 通勤手当の引上げ

支給限度額を55,000円から150,000円に引き上げます。

エ. 管理職特別勤務手当の支給対象拡大

平日深夜に係る支給対象時間帯を午後10時から午前5時まで（現行：午前0時から午前5時まで）に見直します。

オ. 住居手当の再任用職員への支給拡大

再任用職員に対し、住居手当を新たに支給します。

カ. 地域手当の改定

支給地域等の見直しにより、改定後の三重県内（一部の市を除きます。）の地域手当の支給割合は4%となります。なお、経過措置により、令和7年度における本市の同手当の支給割合は3%とします。

キ. 特定任期付職員業績手当の廃止

特定任期付職員業績手当を廃止します。

(2) 仕事と生活の両立支援の拡充に関する事項

昨年8月8日に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」中の「仕事と生活の両立支援の拡充」に係る項目についてへの対応及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正への対応

ア. 超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大

育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に係る対象となる子の年齢の範囲を3歳に満たない子から小学校就学の始期に達するまでの子に拡大します。

イ. 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備

介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知や早期の情報提供により、勤務環境の整備を行います。

2. その他

(1) 雇用保険法における就業手当が廃止されることによる国家公務員退職手当法の一部改正に伴い、規定を整備します。

(2) その他所要の改正を行います。

3. 本市独自の給料削減

(1) 給与水準適正化による給料削減

令和6年度については、給与水準適正化の措置として、本市独自に行政職の給料削減を行っており、令和7年度についても本年度と同様に、7級は5%、6級は4%、5級は1%の削減を実施します。

(2) 行財政改革プランに掲げる「緊急危機回避」の取組としての給料削減

(1)に加えて、行財政改革プランに掲げる「緊急危機回避」の取組として、令和7年度においては下表の率で給料を削減することとします。

(1)及び(2)の実施による給料表・級別削減率

適用区分	削減率	
	現行 (令和6年度)	改定後 (令和7年度)
行政職給料表の適用を受ける7級の職員	5%	5%+2%
行政職給料表の適用を受ける6級の職員	4%	4%+2%
行政職給料表の適用を受ける5級の職員	1%	1%+1%
行政職給料表の適用を受ける看護教員及び言語聴覚士の業務並びに医療事務の業務に従事する職員	-	-
行政職給料表の適用を受ける1級から4級までの職員(上記以外の職員に限ります。)	-	1%
現業職給料表の適用を受ける職員	-	-
医療職給料表の適用を受ける職員	-	-
任期付職員及びフルタイム会計年度任用職員	-	-

4. 施行日

令和7年4月1日から施行します。

5. 改正する条例

- ・ 職員の給与に関する条例
- ・ 名張市一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- ・ 名張市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- ・ 名張市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ・ 名張市職員の退職手当に関する条例
- ・ 名張市職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- ・ 名張市職員の育児休業等に関する条例

名張市市税条例の一部改正について

1. 改正の趣旨及び背景

地方税法等の一部改正に伴い、現下の経済情勢等を踏まえ、個人市民税の特定親族特別控除の創設、排気ガス規制強化に伴う新基準の原動機付自転車区分の新設による軽自動車税の種別割の見直し等を実施するほか、所要の改正を行おうとするものです。

2. 改正の内容

- (1) 国会における、いわゆる「年収の壁」論議により、特定扶養控除の対象であった者について、扶養の所得制限を超えても配偶者特別控除にならない、年収に応じて順次控除額を引き下げる「特定親族特別控除」が創設されたことに伴い、控除すべき金額に特定親族特別控除額を追加し、公的年金等受給者の個人市民税申告義務に係る規定及び扶養親族等申告書提出義務に係る規定ほか、関係規定を整備します。
- (2) 排気ガス規制強化により、排気量が0.125リットル以下の原動機付自転車の販売が中止されることに伴い、道路交通法が改正され、二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のものについて、原付免許での運転が可能とされたことに伴い、軽自動車税の二輪車の車両区分に当該区分を新設し、その税額を定めます。
- (3) 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税について、マンション管理組合の管理者等から必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該マンションの区分所有者から固定資産税の減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用することができることとする規定を設けます。
- (4) その他所要の改正を行います。

3. 施行期日

令和7年4月1日（一部規定については、令和8年1月1日）から施行します。

名張市国民健康保険税条例の一部改正について

1. 改正の趣旨及び背景

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の限度額並びに減額措置の基準について、所要の改正を行おうとするものです。

2. 改正の内容

- (1) 国民健康保険税の基礎課税額の限度額を66万円（現行：65万円）に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を26万円（現行：24万円）に引き上げます。

○課税限度額（上限額）

区 分	令和6年度	令和7年度
医療分	650,000円	<u>660,000円</u>
後期高齢者支援金分	240,000円	<u>260,000円</u>
介護分（40歳～64歳）	170,000円	170,000円

- (2) 国民健康保険税の減額の基準について、5割減額の対象となる所得の算定において被保険者数に乘じる金額を30万5,000円（現行：29万5,000円）に、2割減額の対象となる所得の算定において被保険者数に乘じる金額を56万円（現行：54万5,000円）に引き上げます。

○前年中の総所得金額の基準（均等割額及び平等割額に適用します。）

- ・給与所得者等が1人以下の世帯の場合

軽減割合	令和6年度	令和7年度
5割軽減	43万円＋ (被保険者数× <u>29.5万円</u>)以下	43万円＋ (被保険者数× <u>30.5万円</u>)以下
2割軽減	43万円＋ (被保険者数× <u>54.5万円</u>)以下	43万円＋ (被保険者数× <u>56万円</u>)以下

・給与所得者等が2人以上の世帯の場合

軽減割合	令和6年度	令和7年度
5割軽減	43万円+(被保険者数× <u>29.5万円</u>)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+(被保険者数× <u>30.5万円</u>)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割軽減	43万円+(被保険者数× <u>54.5万円</u>)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+(被保険者数× <u>56万円</u>)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下

3. 施行期日

令和7年4月1日から施行します。